

氏名	河本 純子
授与した学位	博士
専攻分野の名称	法学
学位授与番号	博甲第 号
学位授与の日付	平成17年 3月25日
学位授与の要件	文化科学研究科産業社会文化学専攻 (学位規則第4条第1項該当)
学位論文題目	触法精神障害者の処遇における責任能力制度の再検討
学位論文審査委員	主査・教授 山口 和秀 教授 中富 公一 教授 藤内 和公 教授 小山 正善 大阪市立大学法学研究科 恒光 徹

学位論文内容の要旨

本論文は、責任能力制度と触法精神障害者処遇の根本的な再検討を行なおうとするもので、A4版ワープロ打ち出で119頁におよぶ。内容は、既発表論文を基礎に手直しをし、新たに書き下ろした部分を踏まえてまとめたものである。

第Ⅰ編「序論」において、問題意識、議論状況および論文の構想を述べる。筆者の問題意識は、触法精神障害者を刑罰なしに医療の対象としてはならないこと、また触法精神障害者の治療が一般の精神障害者の治療と異なってはならないことである。そこから、責任能力制度はなくななければならないとする。そのような主張は筆者独自のものではなく、長い議論の歴史がある。筆者はその状況をフォローし、自己のよって立つところ、論理構造を示す。

第Ⅱ編「責任能力制度の否定」においては、判例が責任能力判断の対象としている生物学的要素と心理学的要素の2つについて、関係判例を丹念に再検討し、まず、生物学的要素、すなわち精神の障害の有無についての判例の判断は半分があいまいなものであったと批判する。また、心理学的要素、行為時の是非弁別力と制御能力の判断は、裁判所の了解可能性の判断に置き換えられていると批判する。そこから、莫大な費用を費やし、精神障害者への偏見を助長してまで、責任能力制度を維持する必要はないと結論づける。

第Ⅲ編「触法精神障害者の刑事責任の構造」において、刑事責任を、決定論に立った社会的規範的責任ではなく、意思自由に基づく道義的責任にとらえ、精神病に罹患していても、意思的な行動をする者には原則として自由な意思があるとして責任を肯定できるとする。例外的に行為時に重篤な精神病に罹患している場合、故意がないことがあり、その場合刑事責任は問えない。刑事裁判の精神鑑定はなくなりますが、その役割は、責任能力の有無の判断にあるのではなく、量刑判断の材料を提供する。精神障害者の場合、治療を含めた適切な矯正処遇を行なうことが重要である。刑の執行の中で治療できるため、精神障害者の償いたい、謝罪したいという気持ちを抑えることなく、それを治療にも有効に生かすことができる。

以上が、本論文の主たる流れであるが、従たる流れとして、「人格障害」（精神病質）の問題も扱っている。現在の刑事実務は、「人格障害」を、精神障害にとらえず、完全責任能力を認め、特別な処遇をしていないが、筆者は、精神障害の一種として位置づけ、必要な治療を加えるべきであるとする。もうひとつの重要な問題提起であるとともに、主たる流れの意味を明らかにする意義をも持っている。

学位論文審査結果の要旨

学位審査会は、2005年2月18日、岡山大学文学部会議室において、学内審査委員4名・招聘審査委員1名によって行なわれた。審査の結果は以下のとおりである。

本論文は、刑事司法における責任能力制度（刑法39条）が、触法精神障害者の人格を否定し、またその者の処遇にとって適当でないとして廃止し、治療中心の刑罰に変えるべきであると主張するもので、従来の責任能力制度否定論の繰返しではない、新しい論拠に基づく野心的なものと評価しうる。また、近時、責任能力制度の存続・否定の議論が盛んになりつつあるが、その議論にも一石を投じうるものである。

その手法は、関連する戦後の判例を網羅的に再検討し、また従来培ってきた臨床精神医学的知見を用いるという手堅いものである。従来の責任能力制度否定論が、法学者からは少なく、多くが精神科医と患者団体からのものであり、その論拠はそれほど説得的ではなかった。

また、その構成において、責任能力制度否定後の新しい制度の構想を提示しようとしている点も、その議論を、より地についたものになっている。

問題意識はきわめて明確であり、文献の参照も網羅的で、偏りがない。文章も平易である。

ただ、責任能力制度というわが国でも100年以上続いてきたものを廃止しようとする提案であるので、その論拠はきわめてしっかりしたものが求められるが、その点ではいまだ不十分な点が残されている。ほとんどの触法精神障害者に他行為（適法行為）の可能性が本当にあったのか。筆者はあったとするが、なお説得性に欠ける。また、処罰と治療は両立しうるのか。一部の贖罪意識を持ちえた精神障害者には有効になりうるかもしれないが、そうでない者には治療が強制となり、効果があがらないのではないかとの疑問が残る。更に、責任能力制度否定論への反論に対する再反論も十分でないところがある。

以上の不十分さがあるとしても、それらは今後の研究において深めていく課題である。本論文の構想のダイナミックさ、手法の手堅さからして、本論文を博士の学位論文として認定することにつき、全員一致で合意した。